

国民健康保険税

本年度の納税通知書の発送は7月11日(金)を予定しています。第1期の納期限は7月31日(木)です。納め忘れにご注意ください。

○税制改正に伴う変更があります

①税率の引き上げ

→県の示す令和5年度標準保険料率に合わせ、所得割および均等割の税率が引き上げとなります。

②賦課限度額（上限額）引き上げ

→世帯主およびその世帯に属する被保険者について算定した所得割、均等割の支援金分・介護分の合計額の上限が引き上げられます。（※国基準）

改正前

令和6年度	医療分	後期分	介護分
所得割	7.52%	3.08%	2.49%
均等割	41,800円	17,200円	17,900円
賦課限度額	650,000円	240,000円	170,000円



改正後

令和7年度	医療分	後期分	介護分
所得割	7.56%	3.19%	2.60%
均等割	43,400円	18,100円	18,900円
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円

国民健康保険税の納め方

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
普通徴収				●	●	●
特別徴収	○		○		○	
仮徴収						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	●	●	●	●	●	
特別徴収	◎		◎		◎	
本徴収						

● 普通徴収：現金または口座振替により納付（納期は8期）

○◎特別徴収：年金からの天引き

→年金受給の際に、国民健康保険税を差し引きます。

※特別徴収対象者の要件

1. 世帯主が国民健康保険の被保険者
2. 世帯内の国民健康保険加入者が65歳以上74歳以下
3. 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
4. 世帯主に係る国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えていない

○こんな軽減措置があります！

- * 低所得世帯に対する均等割額の軽減
- * 未就学児に係る均等割額の軽減
- * 産前産後（一定期間）の軽減

国民健康保険税は、条件に応じて均等割または所得割が軽減措置の対象となる場合があります。

世帯被保険者のうち、税法上の被扶養者を除いて、町に前年中の所得情報の無い方(所得未申告者)がいる場合、国民健康保険税の正確な算定や軽減の判定ができませんので、ご注意ください。

また、未就学児については、均等割が5割軽減の対象となり、世帯の所得状況によっては、7割・5割・2割軽減後の均等割額がさらに5割軽減となります。

【参考】



※詳細については町公式ホームページをご確認ください！



○お問い合わせ 町民税務課
【資格】

保険係 ☎(84)1965(直通)

【国民健康保険税】

課税係 ☎(84)1966(直通)

